## ○松本市差別撤廃人権擁護審議会規則

平成11年3月12日

規則第4号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例(令和5年条例第
  - 2号) 第9条の規定に基づき、松本市差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」とい
  - う。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の区分)

- 第2条 審議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
  - (1) 有識者
  - (2) 公募者(市内に住所を有する者に限る。)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、住民自治局人権共生課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(松本市同和対策審議会条例施行規則の廃止)

2 松本市同和対策審議会条例施行規則(昭和45年規則第7号)は、廃止する。

附 則(平成24年6月8日規則第32号)

この規則は、平成24年6月25日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第24号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、この規則による改正後の松本市史編纂委員会設置条例施行規則、松本市差別撤廃人権擁護審議会規則、松本市景観審議会規則、松本市教育文化センター運営委員会規則、松本市学校給食センター運営委員会規則、松本市勤労青少年ホーム条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に新規則の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

(松本市議会議員である委員の任期の特例)

2 この規則による改正前の松本市史編纂委員会設置条例施行規則、松本市差別撤廃人権 擁護審議会規則、松本市景観審議会規則、松本市教育文化センター運営委員会規則、松 本市学校給食センター運営委員会規則、松本市勤労青少年ホーム条例施行規則の規定に より委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成27年5 月1日以後の日まである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項 及び新規則の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則(令和3年3月25日規則第66号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。